

## 大泉町産業立地振興奨励金交付事業の実施について

大泉町産業立地振興奨励金の交付目的、内容、認定・交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

町内の工業用地に事業所を新設又は取得した事業者に対して奨励金を交付することで、本町の企業の立地促進を図り、もって産業振興及び雇用機会の拡大に資することを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>町内に1,500平方メートル以上の工業用地を新たに取得した事業者であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 次のいずれかに該当すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該工業用地を取得した日から起算して3年以内、かつ、令和6年3月31日までに事業所を新設したこと。<ul style="list-style-type: none"><li>※ ただし、令和3年3月31日までに工業用地を取得した事業者については、令和6年3月31日までに事業所を新設したことをもって(1)の条件を満たすものとします。</li><li>※ 工業用地取得後、現に事務所を建設中に災害等により当該工事が中断した場合にあっては、その被災等の日後3年以内に新設すること。</li></ul></li><li>(2) 当該工業用地に存する事業所を取得したこと。</li></ol></li><li>2 事業所の新設又は取得に1,500万円以上の費用を要したこと。</li><li>3 新設又は取得した事業所を引き続き所有していること。</li><li>4 当該工業用地の取得及び事業所の新設又は取得に関する契約の当事者同士が、親会社と子会社の関係又はこれと同等と認められる関係にないこと。</li><li>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営んでいないこと。</li><li>6 町税の滞納がないこと。</li></ol> <p>※ 「事業所」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、貸倉庫業のいずれかの事業の用に供する施設（当該施設に設置する設備も含む。）をいいます。</p> <p>※ 「工業用地」とは、都市計画法に規定する工業地域又は工業専用地域内の一団の土地をいいます。</p> <p>※ 「事業者」とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。</p> <p>※ 「町税」とは、大泉町町税条例に規定する町税をいいます。</p>
-------	---

補助対象経費	新たに建設又は取得した事業所及びその敷地に賦課される固定資産税及び都市計画税を合算した額について、補助を行います。
交付金額	<p>補助対象経費に相当する額を交付します。</p> <p>※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 新たに建設又は取得した事業所に初めて固定資産税及び都市計画税に賦課される年度を初回として、以後連続する3年間の固定資産税及び都市計画税を合算した額について補助を行います。</p> <p>※ 奨励金の交付回数については、1年に1回とします。</p>
その他	<p>1 奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、認定事業者に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその事業所に立ち入り、又は関係書類の調査を行います。</p> <p>2 認定事業者について合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により認定事業所等に係る事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができます。</p> <p>3 奨励金の交付の対象となる事業所に設置する設備が他の公的助成の対象となる場合は、当該設備はこの要項による奨励金の対象としません。</p>

### 3 交付手続

認定申請の方法	<p>新たに建設又は取得した事業所に初めて固定資産税及び都市計画税が賦課される日（その年度の4月1日をいいます。）の前日までに、交付対象事業者認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 履歴事項全部証明書（会社法人用）</li> <li>2 登記事項証明書（当該工業用地及び事務所に関するもの）</li> <li>3 工業用地の取得に係る売買契約書の写し</li> <li>4 事務所の新設に係る工事請負契約書又は事務所の取得に係る売買契約書の写し</li> <li>5 事務所の取得金額が分かる書類（工業用地及び事務所を一括で取得した場合）</li> <li>6 その他必要と認める書類</li> </ol>
認定の時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当と認めるときは交付対象事業者認定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは交付対象事業者不認定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
認定内容の変更の方法	<p>認定を受けた内容に変更が生じたときは、認定内容変更届出書（様式第4号）に当該変更の内容を証する書類を添えて届出をしてください。</p>

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>認定を受けた事業所及びその敷地（変更の認定を受けた場合は、当該変更後のものとしします。）に賦課された固定資産税及び都市計画税を完納したときは、奨励金交付申請書（様式第5号）に次の書類を添えて、奨励金の算定基準となる固定資産税及び都市計画税の賦課された年の翌年の3月31日までに申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町税等閲覧同意書（様式第6号）</li> <li>2 固定資産税・都市計画税課税物件明細書又は公課証明書</li> <li>3 償却資産申告書・種類別明細書の写し（対象の設備がある場合）</li> </ol>
<p>奨励金の交付時期等</p>	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、奨励金交付決定通知書（様式第7号）により通知します。当該通知を受けたときは、奨励金支払請求書（様式第8号）により補助金の請求をしてください。当該請求書が届き次第、補助金を交付します。</p>
<p>補助金の返還等</p>	<p>補助認定者が次のいずれかに該当したときは、交付対象事業者認定取消通知書により補助対象事業の認定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 正当な理由がなく事務所の操業開始日から6年以内に、当該事務所の操業を休止、廃止、又は操業の規模を縮小したとき。</li> <li>2 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は奨励金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。</li> <li>3 補助対象事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。</li> </ol> <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

#### 4 各種様式

<p>申請書等の様式</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付対象事業者認定申請書（様式第1号）</li> <li>2 交付対象事業者認定通知書（様式第2号）</li> <li>3 交付対象事業者不認定通知書（様式第3号）</li> <li>4 認定内容変更届出書（様式第4号）</li> <li>5 奨励金交付申請書（様式第5号）</li> <li>6 町税等調査閲覧同意書（様式第6号）</li> <li>7 奨励金交付決定通知書（様式第7号）</li> <li>8 奨励金支払請求書（様式第8号）</li> <li>9 交付対象事業者認定取消通知書（様式第9号）</li> </ol>
----------------	---

#### 5 事業期間

<p>期 間</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで （令和6年3月31日までにこの要項の規定による認定を受けた者に対して奨励金を交付します。）</li> <li>2 令和3年4月1日から被災等の日後3年以内</li> </ol>
------------	---

6 担当部署

大泉町経済振興課 電話0276(63)3111